

越 契 第 3 1 2 号

令和 3 年 1 0 月 4 日

越谷市労働報酬等審議会

会 長 江 原 智 様

越 谷 市 長 高 橋



労働報酬下限額について（諮問）

越谷市公契約条例第 6 条第 3 項に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項

令和 4 年度労働報酬下限額について